

資料4

山形県公文書等の管理に関する条例・山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）比較表

令和元年10月15日現在

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 公文書の管理</p> <p>　第1節 文書の作成（第4条）</p> <p>　第2節 公文書の整理等（第5条－第10条）</p> <p>第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）</p> <p>第4章 特定歴史公文書の保存、利用等（第14条－第29条）</p> <p>第5章 山形県公文書等管理委員会（第30条－第38条）</p> <p>第6章 雜則（第39条－第41条）</p> <p>第7章 罰則（第42条）</p> <p>附則</p> <p>　第1章 総則</p> <p>　（目的）</p> <p>第1条 この条例は、県及び地方独立行政法人の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようすることを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、山形県公文書等の管理に関する条例(平成31年3月県条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>2 この条例（第21条第1項を除く。）において「地方独立行政法人」とは、県が設立団体である地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>3 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真その他情報が記録された<u>規則</u>で定める記録媒体を含む。第22条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書</p> <p>(3) 山形県立図書館、山形県立博物館その他の<u>規則</u>で定める施設において、<u>規則</u>で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前2号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(条例第2条第3項の規則で定める記録媒体)</p> <p>第2条 条例第2条第3項に規定する規則で定める記録媒体は、フィルム（マイクロフィルム、スライドフィルム、ネガフィルム及び映画フィルムをいう。以下同じ。）及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で情報が記録された物であって、当該情報を再生し、又は用紙に出力するために特別の装置又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を必要とするものを除く。以下同じ。）とする。</p> <p>(条例第2条第3項第3号の規則で定める施設)</p> <p>第3条 条例第2条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、山形県立図書館、山形県立博物館とする。</p> <p>(条例第2条第3項第3号の一般の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲)</p> <p>第4条 条例第2条第3項第3号の一般の利用に供することを目</p>	<p>規則第2条</p> <p>【規則で定める記録媒体の定義】</p> <p>県情報公開条例施行規則第2条第1項の規定に同じ。</p> <p>規則第4条</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
	<p>的として特別の管理がされている文書は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>(1) 当該文書が専用の場所において適切に保存されていること。</p> <p>(2) 当該文書の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。</p> <p>(3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。</p> <p>イ　当該文書に山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第6条第1項第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあっては、当該文書(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。</p> <p>ロ　当該文書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体(県及び地方独立行政法人を除く。第6条第3号ロにおいて「法人等」という。)又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該文書の全部又は一部の一般の利用を制限すること。</p> <p>ハ　当該文書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該文書を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。</p> <p>(4) 当該文書の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。</p>	<p>国施行令第4条、熊本県施行規則第3条に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>4 この条例において「法人文書」とは、地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該地方独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書</p> <p>(3) <u>規則</u>で定める施設において、<u>規則</u>で定めるところにより、一般的の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前2号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(5) 当該文書に個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この号及び第6条において同じ。）が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p> <p>（条例第2条第4項第3号の規則で定める施設）</p> <p>第5条 条例第2条第4項第3号に規定する規則で定める施設は、山形県公立大学法人附属図書館、公立大学法人山形県立保健医療大学附属図書館とする。</p> <p>（条例第2条第4項第3号の一般的の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書の範囲）</p> <p>第6条 条例第2条第4項第3号の一般的の利用に供することを目的として特別の管理がされている文書は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。</p> <p>(1) 当該文書が専用の場所において適切に保存されているこ</p>	<p>規則第6条</p> <p>国施行令第6条、熊本県施行規則第5条に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
5 この条例において「歴史公文書」とは、公文書及び法人文書のうち、歴史資料として重要な文書として、 <u>規則</u> で定める基準	<p>と。</p> <p>(2) 当該文書の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。</p> <p>(3) 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。</p> <p>イ 当該文書に山形県情報公開条例第6条第1項第1号から第3号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあっては、当該文書(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。</p> <p>ロ 当該文書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該文書の全部又は一部の一般の利用を制限すること。</p> <p>ハ 当該文書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該文書を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。</p> <p>(4) 当該文書の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。</p> <p>(5) 当該文書に個人情報が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p> <p>(条例第2条第5項の規則で定める基準)</p> <p>第7条 条例第2条第5項に規定する規則で定める基準は、次の</p>	規則第7条

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
に適合するものをいう。	<p>とおりとする。</p> <p>(1) 県の機関及び地方独立行政法人の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。</p> <p>(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。</p> <p>(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。</p> <p>(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録されていること。</p>	<p>【(1)～(4)】</p> <p>国(ガイドライン)、鳥取県条例第2条第3号、香川県条例第2条第3項、熊本県施行規則第6条に準じて規定。</p> <p>【(5)】</p> <p>鳥取県条例第2条第3号、香川県条例第2条第3項に準じて規定。</p> <p>※別途選定方針を策定</p>
<p>6 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定により知事に移管されたもの</p> <p>(2) 第11条第4項の規定により知事に移管されたもの</p> <p>7 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公文書</p> <p>(2) 法人文書</p> <p>(3) 特定歴史公文書</p> <p>(他の法令との関係)</p> <p>第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>第2章 公文書の管理</p> <p>第1節 文書の作成</p> <p>第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他第10条第1項に規定する文書管理規程で定める事項について、文書を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例の制定又は改廃及びその経緯 (2) 行政運営若しくは政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は改正 (3) 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 (4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 (5) 職員の人事に関する事項 <p>第2節 公文書の整理等</p> <p>(整理)</p> <p>第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について系統的に分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p>	<p>(公文書ファイル等の分類、名称及び保存期間)</p> <p>第8条 実施機関は、当該実施機関における能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第5条第1項及び第3項の規定により、公文書及び公文書ファイルについて、当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。</p> <p>2 条例第5条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる公文書の</p>	<p>規則第8条第1項～第6項 国施行令第8条に準じて規定。常時利用（永年）文書に係る記載については、島根県公文書管理規則第3条に準じて規定。（引用条項、文言のみ整理）</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認め る公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保 存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければな らない。	<p>区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 別表第1の公文書の類型欄に掲げる公文書（次号に掲げるものを除く。）同表の保存期間欄に掲げる期間</p> <p>(2) 法令又は他の条例、他の規則その他の規程による保存期間の定めがある公文書 当該法令又は他の条例、他の規則その他の規程で定める期間</p> <p>(3) 前各号に掲げる公文書以外のもの 別表第1の規定を参照し、実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて実施機関が定める期間</p> <p>3 実施機関は、別表第1の公文書の類型欄に掲げる公文書以外の公文書が歴史公文書に該当する場合には、1年以上の保存期間を設定しなければならない</p> <p>4 条例第5条第1項の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得した日（第7項の規定により常時利用する公文書にあっては、常時利用を要しなくなった日）（以下「公文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、公文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、その日とする。</p>	

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて系統的に分類し、名称を付すとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p>	<p>5 条例第5条第3項の保存期間は、公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間とする。</p> <p>6 条例第5条第3項の保存期間の起算日は、公文書を公文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（次項の規定により常時利用するファイルにあっては、常時利用を要しなくなった日）（以下この項及び第10条において「公文書ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、公文書ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、その日とする。</p> <p>7 次に掲げる公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、保存期間を無期限とし、保存期間の起算日を設定せず、常時利用する公文書ファイル等として必要な期間利用することができる。ただし、当該公文書ファイル等について常時利用する必要がなくなったときは、第2項から前項までの規定により保存期間及び保存期間の起算日を設定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例、規則等の解釈又は運用の基準に関するもの (2) 台帳として使用するもの (3) データベース等の電磁的記録 (4) 複数年度にわたり継続している事業に関する公文書で当該事業継続中主務課等において使用する必要があるもの (5) 前各号に掲げるものに類する公文書 	<p>規則第8条第7項</p> <p>常用利用(永年)文書とする基準(1)～(5)は、島根県公文書管理規則第3条第6項に規定する基準に同じ。</p>
<p>4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
長することができる。	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第9条 実施機関は、条例第5条第4項の規定により、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 山形県情報公開条例第4条第2項に規定する開示請求があったもの 同条例第7条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第11条第3項に規定する開示請求又は第17条第2項に規定する訂正請求があったもの 同条例第13条第1項(第19条において準用する場合も含む。)の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>2 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、</p>	<p>規則第9条第1項</p> <p>国施行令第9条、熊本県知事行政文書管理規則第3条に準じて規定。</p> <p>規則第9条第2項</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあっては知事への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。</p> <p>（保存）</p> <p>第6条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。</p> <p>（公文書ファイル管理簿）</p> <p>第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（山形県情報公開条例（平</p>	<p>その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて公文書ファイルの保存期間を延長することができる。ただし、当該延長により保存期間が30年を超える場合は、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>（公文書ファイル管理簿の記載事項等）</p> <p>第10条 条例第7条第1項の規定により公文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）分類 （2）名称</p>	<p>本県独自規定。</p> <p>「見える化委員会報告書」における改善案（一定範囲の文書について延長するための文書主管課の承認手続きを設ける）を踏まえたもの。</p> <p>規則第10条</p> <p>【管理簿の記載事項】</p> <p>国や他県の例を参考に、現行の「行政文書ファイル管</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>成9年12月県条例第58号。以下「情報公開条例」という。) 第6条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「公文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、<u>規則</u>で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、<u>規則</u>で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 (移管又は廃棄)</p> <p>第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書</p>	<p>(3) 保存期間 (4) 保存期間の満了する日 (5) 保存期間が満了したときの措置 (6) 保存場所 (7) 公文書作成取得日(公文書ファイルにあっては、公文書ファイル作成日)の属する年度その他これに準ずる期間 (8) 公文書作成取得時の所属名 (9) 媒体の種別(紙以外の媒体である場合に限る。) (10) 現所属名 (条例第7条第1項ただし書の規則で定める期間)</p> <p>第11条 条例第7条第1項ただし書に規定する規則で定める期間は、1年とする。</p> <p>(公文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表)</p> <p>第12条 実施機関は、条例第7条第2項の事務所の場所について、告示しなければならない。告示した事務所の場所を変更したときも、同様とする。</p>	<p>理簿」の記載事項も勘案して規定。</p> <p>規則第11条 【ファイル管理簿の作成対象外となる保存期間】 国、鳥取県、島根県、香川県、熊本県と同様に「1年未満」に設定</p> <p>規則第12条 国施行令第13条に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>ファイル等を廃棄しようとするときは、第2条第5項の基準に適合するか否かについて山形県公文書等管理委員会（第30条に規定する山形県公文書等管理委員会をいう。第24条において同じ。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 実施機関は、前項の意見を踏まえ、公文書ファイル等を廃棄する場合には、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、知事の同意が得られないときは、当該実施機関は、当該公文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により知事に移管する公文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>（管理状況の報告等）</p> <p>第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。</p> <p>（文書管理規程）</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、文書管理規程（公文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。）を設けなければならない。</p> <p>2 文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 作成に関する事項 (2) 整理に関する事項 (3) 保存に関する事項 (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項 (5) 移管又は廃棄に関する事項 (6) 管理状況の報告に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項 <p>3 実施機関は、文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>第3章 法人文書の管理 (法人文書の管理に関する原則)</p>		
<p>第11条 地方独立行政法人は、第4条から第6条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 地方独立行政法人は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並び</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>に単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（情報公開条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、地方独立行政法人が定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。</p> <p>3 地方独立行政法人は、法人文書ファイル管理簿について、当該地方独立行政法人の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p> <p>4 地方独立行政法人は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書に該当するものにあっては知事に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。</p> <p>5 地方独立行政法人は、前項の規定により知事に移管する法人文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>（管理状況の報告等）</p> <p>第12条 地方独立行政法人は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>（法人文書管理規程）</p> <p>第 13 条 地方独立行政法人は、法人文書の管理が前 2 条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第 10 条第 2 項の規定を参照して、法人文書管理規程（法人文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。）を設けなければならない。</p> <p>2 地方独立行政法人は、法人文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>第 4 章 特定歴史公文書の保存、利用等 (特定歴史公文書の保存等)</p> <p>第 14 条 知事は、特定歴史公文書について、第 27 条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>4 知事は、<u>規則</u>で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称、移管をした実施機関又は地方独立行政法人の名称、移管を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)</p> <p>第 15 条 知事は、保存している特定歴史公文書について前条第 4 項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 <input checked="" type="checkbox"/> イ 情報公開条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる情報 <input type="checkbox"/> ロ 情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる情報</p>	<p>(目録の作成及び公表)</p> <p>第13条 条例第14条第4項の目録には、次に掲げる事項（条例第15条第1項第1号イからニまでに掲げる情報に該当するものを除く。）を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 分類 (2) 名称 (3) 移管をした実施機関又は地方独立行政法人の名称 (4) 移管を受けた時期 (5) 保存場所 (6) 媒体の種別 (7) 識別番号（特定歴史公文書について、識別を容易にするために必要な番号等をいう。以下同じ。） (8) その他適切な保存及び利用に資する事項 <p>2 条例第 14 条第 4 項の目録は、山形県庁及び条例附則第 8 項に規定する施設（以下「公文書センター」という。）に備えて一般的の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。</p>	<p><u>規則第 13 条</u></p> <p>【目録の項目】</p> <p>他県の事例を参考に規定 (本県独自の項目はなし)</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>ハ 情報公開条例第6条第1項第3号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報</p> <p>ニ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めると足りる相当の理由がある情報</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合</p> <p>2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第4項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参考しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号イからニまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>（本人情報の取扱い）</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>第16条 知事は、前条第1項第1号ロの規定にかかわらず、同号ロに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、<u>規則</u>で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号ロに掲げる情報（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。</p> <p>（利用請求の方法）</p> <p>第17条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名</p> <p>(2) 第14条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書の名称</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>規則</u>で定める事項</p>	<p>（本人であることを証明するために必要な書類等）</p> <p>第14条 条例第16条に規定する本人であることを示す書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本人が請求又は申出をする場合 運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の本人であることを確認するために知事が適切と認める書類</p> <p>(2) 法定代理人が本人に代わって請求又は申出をする場合 当該法定代理人に関する前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他のその資格を証明する書類</p> <p>（利用請求の手続）</p> <p>第15条 条例第17条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用請求をしようとするものの連絡先(法人その他の団体にあっては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先)</p> <p>(2) 利用請求に係る特定歴史公文書の識別番号</p> <p>(3) 求める利用の方法</p>	<p>規則第14条</p> <p>【本人確認書類】</p> <p>県個人情報保護条例施行規則第5条に準じて規定。</p> <p>規則第15条第1項</p> <p>【請求書の項目】</p> <p>他県を参考に規定</p> <p>（本県独自の項目はなし）</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>2 知事は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。</p> <p>(利用請求に対する決定等)</p> <p>第18条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書の利用に関し<u>規則</u>で定める事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定等の期限)</p> <p>第19条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、請求書が提出された日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第17条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日を限度と</p>	<p>(4) 写しの送付の方法による利用を求める場合にあっては、その旨</p> <p>2 利用請求は、特定歴史公文書利用請求書（別記様式）により行うものとする。</p> <p>(利用請求に対する決定に係る通知事項)</p> <p>第16条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用させることができる日時及び場所 (2) 利用の方法 (3) 利用に要する費用の額</p>	<p>規則第15条第1項 請求書の様式は検討中</p> <p>規則第16条 熊本県歴文事務処理要綱第3条に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>して延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、その旨、同項の期間内に利用決定等をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定等の期限の特例)</p> <p>第 20 条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、当該請求書が提出された日から起算して 60 日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本条を適用する旨及びその理由 (2) 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>		
<p>第 21 条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知事項)</p> <p>第17条 条例第21条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用請求の年月日 (2) 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容 (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p>	<p>規則第 17 条第 1 項～第 3 項 国施行令第 21 条～第 23 条、熊本県特定歴史文書規則第 6 ～第 8 条に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他<u>規則</u>で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第6条第1項第2号ハ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他<u>規則</u>で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書であって第15条第1項第1号ニに該当するものとして第8条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他<u>規則</u>で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当</p>	<p>2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用請求の年月日 (2) 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由 (3) 利用請求に係る特定歴史公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容 (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限 <p>3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用請求の年月日 (2) 利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由 (3) 利用請求に係る特定歴史公文書に付されている条例第8条第4項の規定による意見の内容 (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限 	

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>該意見書(第 24 条第 3 項第 2 号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用の方法)</p> <p>第 22 条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付の方法により、第 2 条第 3 項に規定する規則で定める記録媒体についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用せる場合にあっては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができること。</p>	<p>(記録媒体の利用方法)</p> <p>第 18 条 条例第 22 条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる記録媒体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) フィルム 当該フィルムを映写したものの視聴（マイクロフィルムにあっては、当該マイクロフィルムに記録されている情報を用紙に出力したもののが閲覧又は当該出力したもののが写しの交付） (2) 録音テープ 次に掲げる方法 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該録音テープに記録されている情報を専用機器により再生したものの聴取 ロ 当該録音テープに記録されている情報を録音カセットテープ（日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付 (3) ビデオテープ 次に掲げる方法 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該ビデオテープに記録されている情報を専用機器により再生したものの視聴 ロ 当該ビデオテープに記録されている情報をビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。）に複写したものの交付 	<p>規則第 18 条</p> <p>県情報公開条例施行規則第 2 条第 2 項に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>(費用負担)</p> <p>第23条 前条の規定により写しの交付又は同条に規定する規則で定める方法により特定歴史公文書を利用するものは、当該写しの作成及び送付又はこれらに準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(審査請求及び山形県公文書等管理委員会への諮問)</p> <p>第24条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服があるものは、知事に対し、審査請求をすることができる。</p> <p>2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第</p>	<p>(4) 電磁的記録媒体 次に掲げる方法であって、知事が所有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付 ロ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を専用機器（公文書センターに備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 ハ 当該電磁的記録媒体に記録されている情報を 電磁的記録媒体 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 <p>（条例第23条のこれらに準ずるものとして規則で定めるもの）</p> <p>第19条 条例第23条の写しの作成及び送付に準ずるものとして規則で定めるものは、第18条で定める方法により交付される物の作成及び送付とする。</p>	<p>規則第19条</p> <p>熊本県特定歴文規則第14条に準じて規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山形県公文書等管理委員会に諮問しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。） <p>(利用の促進)</p> <p>第25条 知事は、特定歴史公文書（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>(移管元実施機関等による利用の特例)</p> <p>第26条 特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人が知事に対してそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するため必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第15条第1項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>(特定歴史公文書の廃棄)</p> <p>第27条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。</p> <p>(保存及び利用の状況の公表)</p>		

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>第28条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。 (特定歴史公文書の保存等に関する定め)</p> <p>第29条 知事は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第14条から第23条まで及び第25条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書に係る次に掲げる事項に関する定めを設け、これを公表しなければならない。</p> <p>(1) 保存に関する事項</p>	<p>(保存方法等)</p> <p>第20条 知事は、特定歴史公文書について、条例第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、適切に保存するための場所を確保し、永久に保存するものとする。</p> <p>2 知事は、特定歴史公文書を保存する場所について、温度、湿度、照度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 知事は、特定歴史公文書のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書を利用できるよう記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(閲覧等の制限)</p> <p>第21条 特定歴史公文書の閲覧、聴取又は視聴（次項及び第3項において「閲覧等」という。）は、公文書センターで行うものとする。</p> <p>2 特定歴史公文書の閲覧等をするものは、当該特定歴史公文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者</p>	<p>規則第20条 熊本県特定歴史文書規則第2条第1項～第3項に準じて規定。</p> <p>規則第21条 国(国立公文書館利用等規則)及び他県を参考に規定。</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
(2) 第23条に規定する費用負担その他一般の利用に関する事項	<p>に対し、特定歴史公文書の閲覧等を中止させることができる。 (特定歴史公文書の写しの交付)</p> <p>第22条 特定歴史公文書の写しの交付（第18条第1号及び第2号イに規定する記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写しの交付を含む）を行うときの交付部数は、請求1件につき1部とする。</p> <p>2 条例第23条に規定する特定歴史公文書の写しの作成（規則第18条第1号及び第4号イに規定する記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの並びに同条第2号ロ、第3号ロ及び第4号ハに規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を電磁的記録媒体に複写したものの作成を含む。）及び送付に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例第23条に規定する費用は、前納とする。 (移管元実施機関等の利用)</p> <p>第23条 知事は、特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人（次項において「移管元実施機関等」という。）が、条例第26条の規定の適用を受けようとするときは、移管元実施機関等利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 移管元実施機関等が当該特定歴史公文書の貸出しを希望したときは、知事は、1箇月を限度として、その貸出しを行うことができる。 (特定歴史公文書の廃棄)</p>	<p>規則第22条</p> <p>他県を参考に規定</p> <p>規則第22条第2項別表第2</p> <p>【費用の額】</p> <p>県情報公開条例施行規則第14条第2項に定める手数料の額に同じ。</p>
(3) 特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人による当該特定歴史公文書の利用に関する事項	<p>第23条 知事は、特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人（次項において「移管元実施機関等」という。）が、条例第26条の規定の適用を受けようとするときは、移管元実施機関等利用請求書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 移管元実施機関等が当該特定歴史公文書の貸出しを希望したときは、知事は、1箇月を限度として、その貸出しを行うことができる。 (特定歴史公文書の廃棄)</p>	<p>規則第22条</p> <p>熊本特定歴史文書規則第15条に準じて規定。</p>
(4) 廃棄に関する事項	<p>第24条 条例第27条の規定による廃棄は、劣化が極限まで進展して判読及び修復が不可能で利用できなくなったことその他の事情により歴史資料として重要でなくなったと認められる特定</p>	<p>規則第24条</p> <p>他県を参考に規定</p>

山形県公文書等の管理に関する条例	山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）	備考
<p>(5) 保存及び利用の状況の公表に関する事項</p> <p>第5章 山形県公文書等管理委員会（略）</p> <p>第6章 雜則（略）</p> <p>第7章 罰則（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>歴史公文書について、行うことができる。</p> <p>2 知事は、条例第27条の規定により特定歴史公文書として保存されている文書を廃棄したときは、当該廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。</p> <p>（特定歴史公文書の保存及び利用の状況の公表）</p> <p>第25条 条例第29条の規定による特定歴史公文書の保存及び利用の状況の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（規則第8条第2項第1号）</p> <p>別添のとおり</p> <p>別表第2（規則第22条第2項）</p> <p>別添のとおり</p> <p>別記様式（規則第15条第2項）</p> <p>検討中</p>	<p>【別表第1】</p> <p>公文書の保存期間</p> <p>【別表第2】</p> <p>特定歴史公文書の写しの交付等に係る費用負担額</p> <p>【別記様式】</p> <p>特定歴史公文書利用請求書</p>